

美濃市国土強靱化地域計画 (案)

令和3年〇月
美濃市

目次

第1章	はじめに		
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
第2章	美濃市の地域特性		
1	地理的・地形的特性	2
2	気象的特性	2
3	社会経済的特性	2
	(1) 人口	2
	(2) 経済活動	3
第3章	基本的な考え方		
1	計画策定の進め方	5
2	基本目標	6
3	事前に備えるべき目標	6
4	強靱化を推進する上での基本的な方針	7
第4章	想定するリスク・施策分野の設定		
1	地震	8
2	風水害	8
3	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	8
4	施策分野の設定		10
第5章	脆弱性評価		
1	脆弱性評価とは	10
2	脆弱性の評価結果	10
第6章	強靱化の推進方針		
1	推進方針の整理	11
2	施策ごとの推進方針	11
第7章	計画の推進・進捗管理		
1	施策の重点化	12
2	毎年度のアクションプランの策定	13
3	計画の見直し	13
【別紙】	担当部局一覧		
【別紙1】	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果		
【別紙2】	施策分野ごとの脆弱性評価結果		
【別紙3】	リスクシナリオごとの推進方針		
【別紙4】	施策分野ごとの推進方針		

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

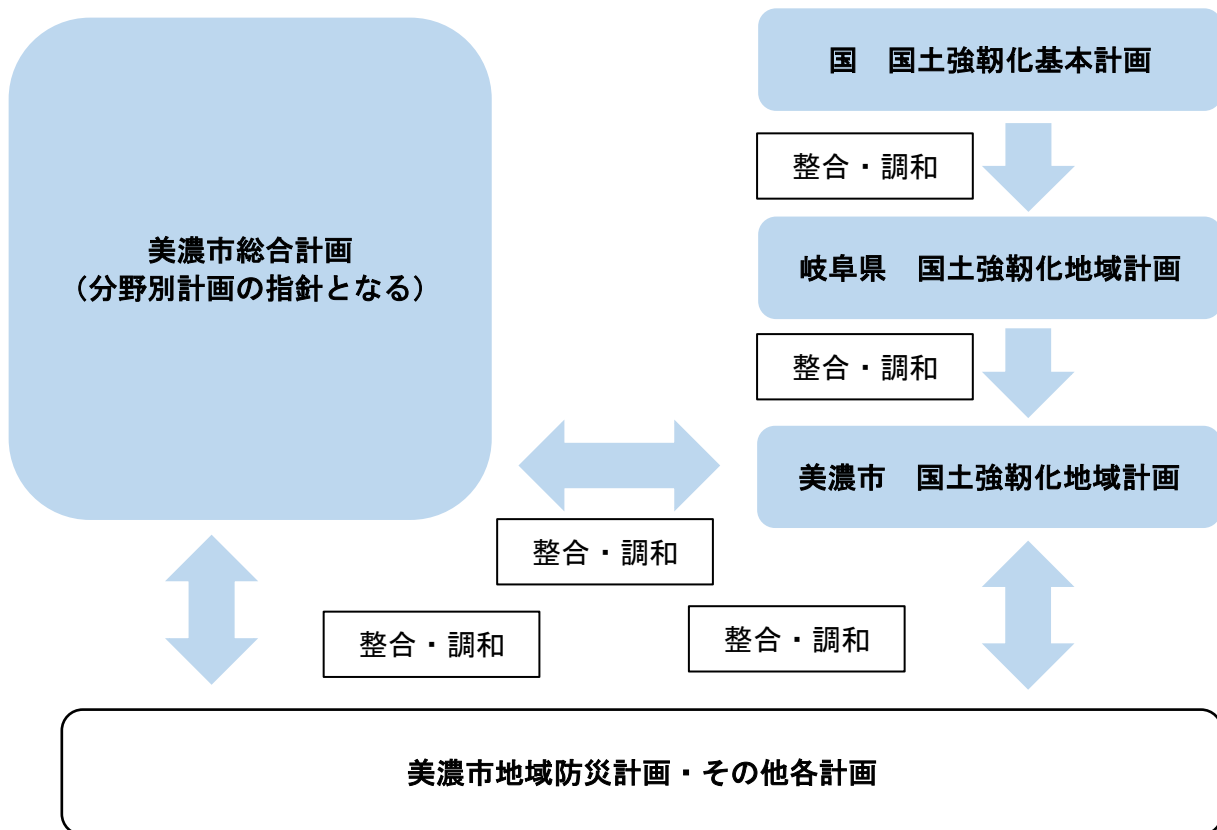
基本法第13条には、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、この規定に基づき地域の強靭化に資する事業を推進し、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らず強く、しなやかな美濃市を実現するために策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。また、本市の総合計画や地域防災計画の関連計画と整合・調和を図りつつ、策定・推進するものである。

<総合計画及び分野別計画との関係>



3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とする。

第2章 美濃市の地域特性

1 地理的・地形的特性

本市は、岐阜県の中南部に位置し、北部は郡上市に、それ以外は関市にそれぞれ接しており、東西12.5km、南北15.8km、面積117.01km²である（約8割が森林）。

北方には標高1,163mの瓢ヶ岳がそびえ、市の中央を南北に長良川が貫流し、板取川がこれに合流している。北部及び東西部は、板取川・長良川を挟んで急傾斜の山が連なり、南部は長良川による沖積平坦地である。

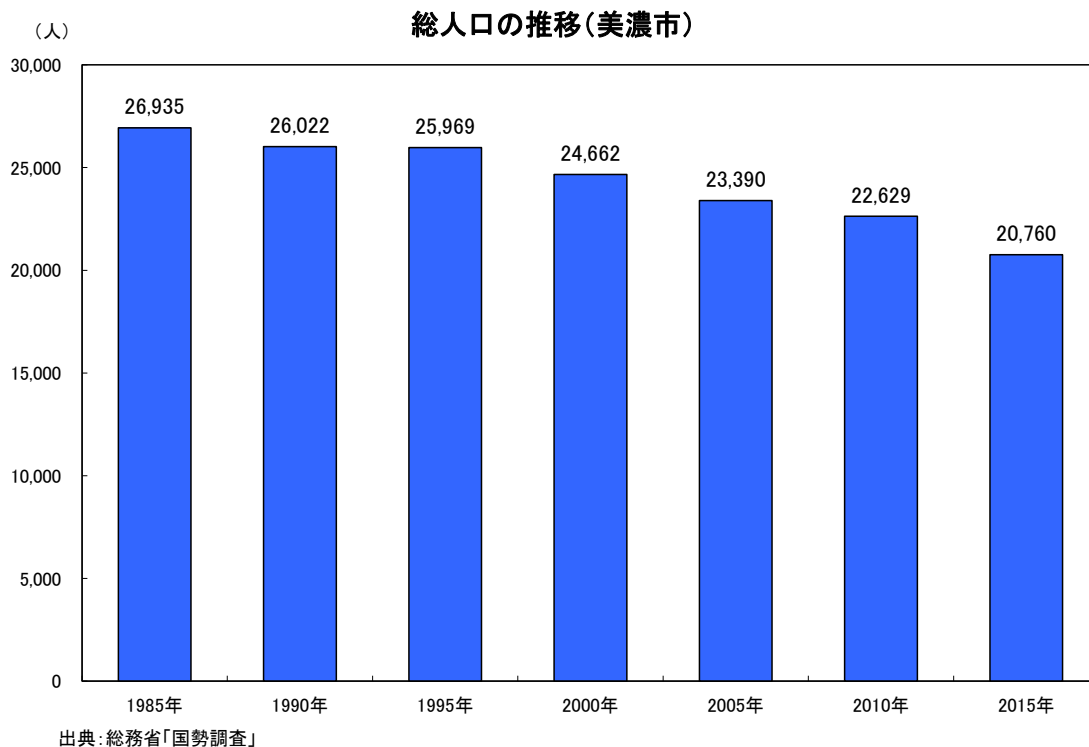
2 気象的特性

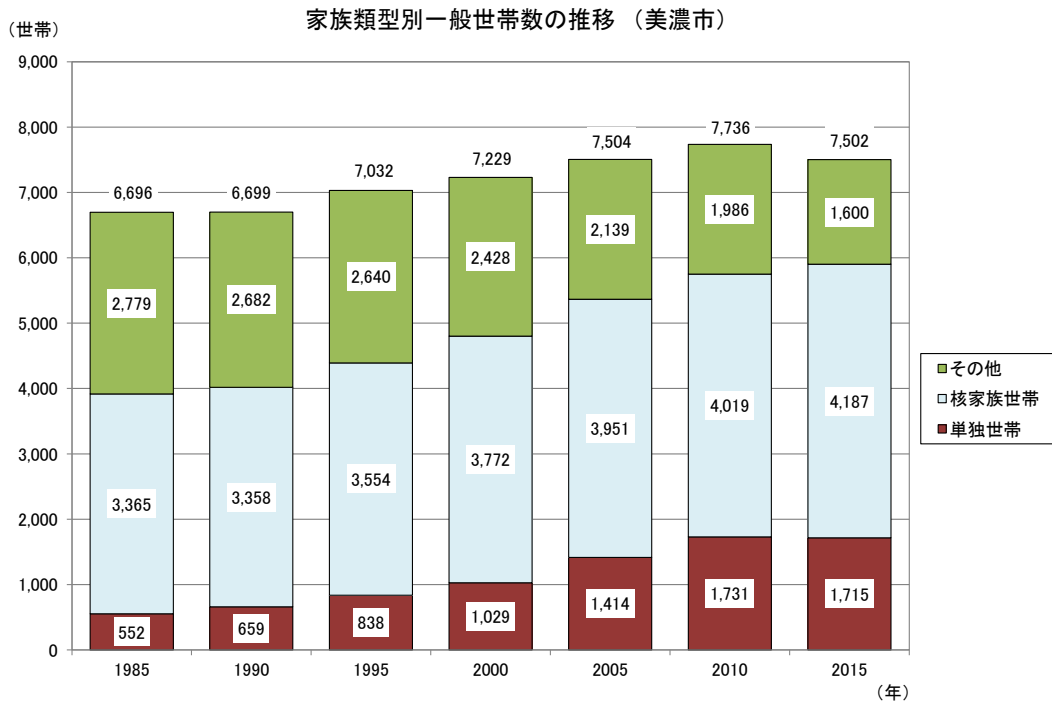
本市の気候は、夏季は東南の季節風の影響により温暖多湿であり、冬季は西北の季節風が強く、降水日数は、年平均140日程度で年間を通して、適当な気温と雨量に恵まれた平穏な地域である。

3 社会経済的特性

(1) 人口

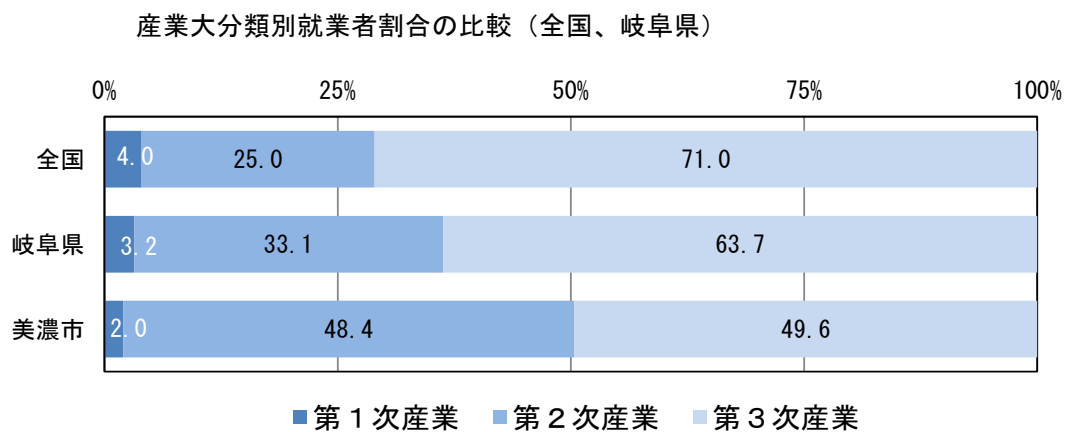
本市の人口は、平成27年度の国勢調査によると20,760人、世帯数は7,502戸であり、人口は年々減少している反面、世帯数は増加し、核家族化が進んでいることがわかる。また、年々少子高齢化も進んでおり、防災力の面からも重要な課題となっている。





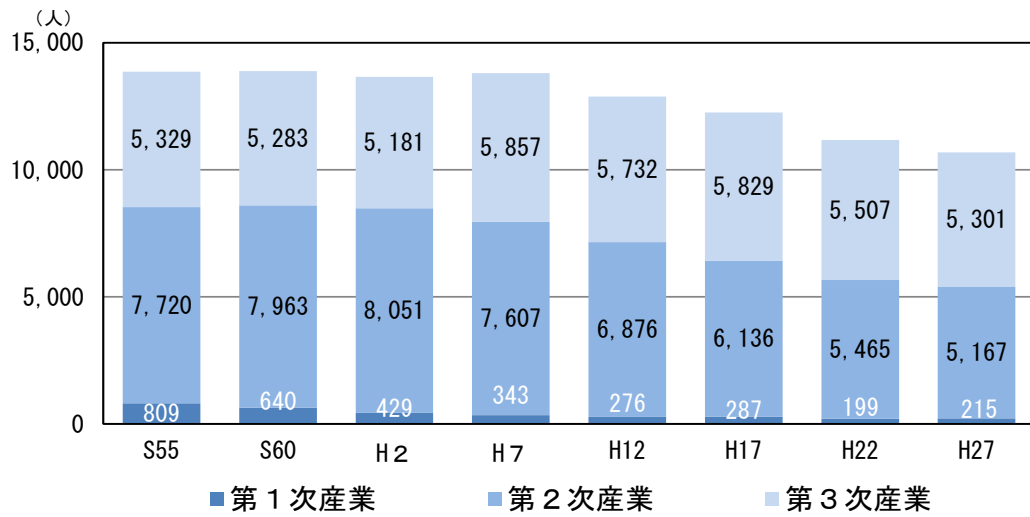
（２）経済活動

本市の産業は、第1次産業が2.0%、第2次産業が48.4%、第3次産業が49.6%となっており、第2次産業と第3次産業で98.0%を占めている。



出典：総務省「国勢調査」

産業大分類別就業者数の推移



出典：総務省「国勢調査」

第3章 基本的な考え方

1 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載の手順に基づき策定する。

国土強靱化地域計画の策定手順

STEP 1 【地域を強靱化する上での目標の明確化】
地域を強靱化する上での「基本目標」、「事前に備えるべき目標」、「基本的な方針」を設定



STEP 2 【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）、強靱化施策分野の設定】
「想定するリスク」（大規模自然災害）、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、強靱化のための「施策分野」を設定



STEP 3 【脆弱性の分析・評価、課題の検討】
想定するリスク（大規模自然災害）を前提として、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごと、「施策分野」ごとの脆弱性を分析・評価



STEP 4 【リスクへの対応方策の検討】
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための「推進方針」、施策分野ごとの「推進方針」の検討



STEP 5 【計画の推進・進捗管理】
「推進方針」について、重点化

2 基本目標【STEP 1】

基本法第14条において、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 市民の生命の保護が最大限図られること
- (2) 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標【STEP 1】

本市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画及び県計画を参考に、次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

4 強靱化を推進する上での基本的な方針【STEP 1】

国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

基本的な方針

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みに当たること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安心・安全を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みにあたること。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安心安全、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

第4章 想定するリスク・施策分野の設定【STEP 2】

市民生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、テロ、疫病等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画においては、県の計画同様、市内で起こりうる大規模自然災害全般を対象とする。

1 地震

岐阜県は活断層の分布が多く、美濃市周辺にもいくつか活断層が存在している。これらの活断層の活動による内陸直下型地震のほか、南海トラフ地震に代表される海溝型地震も近いうちに発生する可能性が高いといわれている。

項 目		被害想定	
		揖斐川－武儀川（濃尾） 断層帯地震	南海トラフ地震
震 度		震度7	5強～6弱
人的被害	死者数	263人	10人
	負傷者数	1,458人	292人
	重傷者数	503人	20人
	要救出者数	740人	29人
避難者数（建物被害・焼失）		8,306人	1,991人
建物被害	全 壊	5,042棟	600棟
	半 壊	3,788棟	1,844棟

※出典『内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果』（岐阜県）平成31年2月

※出典『平成23年～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査』（岐阜県）平成25年2月

【主な被災履歴】明治24年：濃尾地震

2 風水害

【主な被災履歴】昭和51年：9.12豪雨、平成16年：台風23号、平成30年：台風21号

3 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定【STEP 2】

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定したうえで脆弱性評価を実施している。

本計画においては、それらを参考にしつつ、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなる25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (25項目)
(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1) 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
	1-2) 集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
	1-3) 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生
	1-4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足
	2-3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-4) 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) 情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2) 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	5-3) 食料や生活物資の安定供給の停滞
(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1) ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-3) 異常渇水等により用水の供給の途絶
(7) 制御不能な二次災害を発生させない	7-1) 市街地や工業団地及び住宅団地での大規模火災の発生
	7-2) ため池、河川構造物等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-3) 有害物質の大規模拡散・流出
	7-4) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2) 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4) 鉄道、道路等の基幹インフラの損壊や広域的地盤沈下等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定【STEP 2】

後述する脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の分野として、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組みを推進するため、市の機構（部局構成）も鑑み、6つの個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 都市・住宅・土地利用
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業
- (5) 国土保全・交通
- (6) 環境

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション・防災教育・人材育成
- (2) 老朽化対策

第5章 脆弱性評価【STEP 3】

1 脆弱性評価とは

「強靱」とは「強くしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

強靱化に関連する市の施策や現状のどこに課題があるのかを把握するため、「強靱性」の対義語である「脆弱性」について、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき分析・評価を行った。

2 脆弱性の評価結果

25の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」それぞれについて、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題、重要業績指標（KPI）などから、脆弱性評価を行った。

また、複数の施策分野に関係する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」が多数存在することから、施策分野ごとの脆弱性を的確に把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

脆弱性の評価結果は、以下のとおり別紙にて整理した。

・【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

・【別紙2】施策分野ごとの脆弱性評価結果

第6章 強靱化の推進方針【STEP4】

1 推進方針の整理

本計画において施策を推進するにあたっては、施策分野ごとに取り組んでいる他の計画との間で整合性を保つ必要がある。このため、脆弱性の評価結果に基づき、各「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した以下の8つの「施策分野」について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な方針）として整理した。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 都市・住宅・土地利用
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業
- (5) 国土保全・交通
- (6) 環境

【横断的分野】

- (1) リスクコミュニケーション・防災教育・人材育成
- (2) 老朽化対策

2 施策ごとの推進方針

上記8つの施策分野ごとの推進方針を以下のとおり、【別紙3】及び【別紙4】に示す。これらの推進方針は、8つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を8つの施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮することとする。

・ 【別紙3】 リスクシナリオごとの推進方針

・ 【別紙4】 施策分野ごとの推進方針

第7章 計画の推進・進捗管理【STEP5】

1 施策の重点化

限られた資源の中で、国土強靱化を効果的に進めるためには、施策の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性の評価結果や緊急度を考慮し、**特に重点化すべき施策を以下のとおり選定した。**（※は、重複している重点施策）

《美濃市の重点化施策》

リスクシナリオ（11項目）		重点化施策（31施策）
番号	最悪の事態	
1-1	巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市有建築物の耐震化 ・ 民間建築物の耐震化 ・ 市有建築物の長寿命化 ・ 空き家対策 ・ 消防力の強化 ・ 公共施設の総合的な管理計画 ・ 初期消火対策 ・ 道路ネットワークの確保 ・ 出火防止対策
1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ・ 適切な避難行動の周知啓発 ・ 農業施設の用排水機能確保及び長寿命化等対策
1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い森林づくり ・ 急傾斜地及び道路法面の崩壊対策 ※ 要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進 ※ 適切な避難行動の周知啓発
1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線 ・ ハザードマップの活用 ・ 情報伝達ツールの多重化 ・ 防災教育の推進 ・ 避難行動要支援者支援 ・ 外国人への情報伝達
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受援体制の整備 ※ 道路ネットワークの確保 ・ 個人備蓄の推進
3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ※ 受援体制の整備 ・ 業務継続体制の強化 ・ 避難所機能・環境整備の充実
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の事業継続支援
5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ※ 道路ネットワークの確保 ※ 幹線道路ネットワークの整備 ・ 道路施設の維持・長寿命化対策
6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン事業者との協力連携の強化 ・ 水道施設の機能確保 ・ 下水道施設の機能確保
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ※ 災害に強い森林づくり ・ 治山・林道施設の整備
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織育成

2 毎年度のアクションプランの策定

本市の国土強靱化推進のための主要施策を、年次計画（「美濃市国土強靱化計画アクションプラン」）として取りまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び岐阜県の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、5年ごとに計画の見直しを実施する。ただし、計画期間中であっても必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行う等、PDCAサイクル（下図参照）を繰り返すことにより本計画を推進する。

また、地域防災計画等、国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。



美濃市国土強靱化地域計画

発 行 令和3年〇月

発行者 美濃市